京城新報

●新聞料 ▲一部二錢 ▲一ヶ月[illegible] ▲三ヶ月[illegible] ▲六ヶ月[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢 ▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 一月廿二日
發行編輯兼印刷人 山下英爾
京城西署小門洞
發行所 京城新報社 電話六[illegible]三番

西比利亞の殖民(一)
（西比利亞通某氏談）

露國の西比利亞に於ける殖民は三つの方法に依りて爲さるゝのである、第一は普通殖民、第二は哥索兵、第三は徒刑殖民、我北海道に於て最初に採用したのは哥索兵と普通殖民とを混同した如きものである、韓半島にも我邦人の殖民は大に發達せしめねばならぬ、此際隣境露領の殖民に就て語るのは敢て無益のことではなからうと思ふ、今順を追ふて之を述て見よう

徒刑殖民

先づ懲役人の中より品行方正のものを選で順次に殖民させるのである而して殖民として一家を持たせるには女房がなくてはならぬこの女房を持たせる方法が尤も面白い、年に三回若しくは四回殖民とする男囚の數に對し女囚をあてがうのである、女囚の數の不足あるときはまだ刑期の永きものでも重罪でも構はぬ、さて之を配合するには男囚を一列とし女囚を一列として向ひ合はさせ其地方の首長と監獄長官と立合ふて命令的に極めるのである、片端より向ひ合ひたるもの汝は之である、と見る間數十組の新夫婦は出來るのである、若い男が老た女と夫婦になり、老た女が若い男と一所になり夫れは〳〵實に抱腹絶倒である、さて斯くして定められたのだから互に不服があるのだらうと思ふがさうでない、命令が濟むや否や互に人の見る眼もあらばこそ抱き付合ふて接吻して喜ぶのである、男女ともに久しく異性にかつへて居る故に、異性でさへあればどんなものでも嬉しいのである、斯くして之が定るや監獄長官は汝は何の地方に行け、汝は彼の地方に行けと言渡し、同時に荷馬車と麥粉と農具と金を三十留渡すのである、家屋は其地方の役人より材木を給されて自ら建てるのである、土地は地方に依りて異るが概して八十デシャチーナづつ與へらるゝのである、其總てが頗る簡便である

韓國 經濟狀態概況（續）

其後嘉吉三年（一四四三年）義勝將軍の時に至り、對馬國守宗貞盛朝鮮と約し每年船五十隻を送り、釜山に於て東萊郡守と一定の數量を限りて通商することゝなりたり、而して我より通する商船は宗氏の信牌を以て證となしたり、是れ通商開始の始なり、而して宗氏を初めとして四天王寺、菊池、島津、普光寺、大内、志佐、周布、清水等の諸族も亦朝鮮と約して貿易船を出すに至りたり、而して此十五世紀に行はれたりし通商上の商品及數量は如何にと云ふに信ずべき記錄に依れば次の如し

對馬國守宗氏より輸出

品目	數量
板銅	三〇捆
型銅	二八三
染料樹木	五七
蕃椒（胡椒とあせり）	三四
明礬	一四
蠟	一五四

右表の中に於て單位捆は我約四貫七百目、染料樹木は其後一八八五年即ち明治十八年に至り染粉の爲めに廢せらる

朝鮮東萊郡守より輸入

品目	數量
米穀	一五、〇〇〇捆
豆類	七〇〇
綿布	三三、〇〇〇反

右の中凶年にありては米の代りに綿布を以てすることを得、而して其算定法は米一袋を以て綿布一捆包としたり、又一說に米豆約二萬石とせり、爾來此額を以て通商の行はれたりしが、文明五年（一四七三年）に至り宗貞國は更に五十隻の歲遣船の外に特船と稱して七隻を增加せしむ、此時に當りて我商民の朝鮮に於て貿易に從事せるもの甚だ多かりき、然るに永正七年（一五一〇年）に至り我が釜山在留民の僉使李友會の爲めに虐待を受くるや、怒りて薺浦に於ける我在留民と合同して釜山城を攻め、李を殺し熊川城を陥る、朝廷防禦使を發して之を討たしむ、塩浦の我在留民等亦之を聞き盡く對馬に引上げたり、於是三浦（熊川郡薺浦、東萊郡釜山浦、蔚山郡鹽浦）に我在留民の片影だもなし、從ふて漸く進みつゝありたりし兩國貿易は全く斷絶せんとせり、時に宗氏顚末を將軍義植に訴ふる所あり、將軍即ち大内義興に命して書を朝鮮に送りて通商の復舊を求む、王即ち返すに其兇徒を誅し首級を送らんことを以てせり、宗氏之に應して修交漸く復舊するに至りたりと雖も以後

歲遣船　二十五隻（但し特送船の如きも全然なし）

となり加ふるに我人民の在留は禁止となり僅かに船を薺浦に設けて使節應接の所とせるに過ぎざりき、其後永祿八年（一五六五年）に至り宗氏朝鮮に向ふて歲遣船五隻を增加して

歲遣船　三十隻

となさしめたり、當時通商擴張の議は幾度か提供せられたりと雖も朝鮮容易に聞かずして遂に文錄に及びたり、而して斯の如く日韓通商の狀態は及々乎として危きこと恰かも朝露の一滴が微風に戰げるが如くなりき、此時に當りて忽ち其朝露を拂ふて全く之を地に委したるものは文錄年間（文錄元年即ち一五九三年より遠征開始して七年間）に於ける豐公の征韓なりとす、而して此遠征は功罪相半するものなりと雖も、現今韓國輸出貿易の主要物たる農產物の比較的順境にあるは、當時韓土に我農法を植ゑたるによれるは蓋又其一因とすべきか、其は兎もあれ此戰役間及戰後暫時の間通商杜絶せしが、德川氏屢々彼れと交涉する所ありて慶長十二年韓使來聘越ゑて同十四年（一六〇九年）に至りて釜山の豆毛浦に倭館を建て且つ

歲遣船　三十隻
特送船　三隻
小送使船　十七隻
合計　五十隻

の來往を定めたり、而して公貿、求請、開市の三事を約定したり、即ち所謂己酉條約是れなり、茲に至りて久しく干戈の間に忘却されたりし兩國の通商貿易は漸く復舊したり

ステッセル裁判（三）

▲スミルノフ將軍の答辯

フォーク將軍がグールコ中佐をして、金州陣地に於ける防戰の不可能なること、苟も常識あるものは斯る陣地に於て戰鬪せざることを衛戍司令官スミルノフ中將に說かしめたりとは、先にグールコ中佐の證言に見ゆしが、今や裁判は再び此の證言に立返りて、此の事に就き判士は先づスミルノフ將軍に向ひ

判士「スミルノフ將軍、グールコ中佐はフォーク將軍の是等の言葉を貴下に傳へしや」

スミルノフ「然り、被告は之を聞かしたり」

判士「フォーク將軍が此の陣地に於て防戰することを欲せずとの事に對して、貴下は如何に關係せしや、貴下は此の事をステッセル將軍に報告せしや」

スミ「被告は其の報告をロズナトフスキイ大佐に託し置きたり、此の時には種々の指令ありしも陣地防禦の一般策略は無かりき」

判士「貴下は、適宜陣地を退却せよとありし總指揮官クロパトキン將軍の電信に接せしや」

スミ「然り、接したり、被告の解する所に據れば其電文の意味は、金州を頑强に防禦するよりは寧ろ旅順の防禦を目的とすと言ふに在りたり、被告一個人の考へによりすれば金州陣地保持の爲には一個師團を提供するを得べく、何となれば旅順要塞の防禦は四個乃至五個聯隊にて十分なりければなり」

▲オデインツオフ大尉の證言

次に裁判官はオデインツオフ大尉に對し再び證言を許せり。蓋しフォーク將軍が先に此の大尉の事に就き「此の參謀將校は戰鬪最中何處に遊び居りしや行衛不明なりき」と述べし言に對して辯解の要あればなり。即ち大尉は述べて曰く

「フォーク將軍は罪を本證人に歸したり本證人は自分の證言が如何程正しきかを語らずして、フォーク將軍の證言が如何程正しきものなるやを述べん。フォーク將軍は、本證人が營城子行の事を彼れに上申したるを彼れは記憶せずと言へり。此事は參謀長デミトリフスキイ大佐も證明するを得べし。又本證人が第十五聯隊を引き來ることを許すや否やとフォーク將軍に上申せし時將軍は此の事を承諾したり。コンドラテンコ將軍より『金州の防禦は須らく頑强なるべし。背後を恐るゝの要なし、艦隊は出援すべし』との指令は本證人之を書信と共にフォーク將軍に渡せり。此書信に於てコンドラテンコ將軍は本證人を十五聯隊に轉任すべく希望しありたり。本證人は戰鬪後軍隊を編成して南關嶺に向けたり。本證人は確言す、彈藥貨車は衛生貨車に連結せられたり。フォーク將軍は、金州戰鬪後一回も旅順に行かざりしと言ふと雖も、本證人は證言せん、彼れは五月十八日（三十一日）コンドラテンコ將軍が師團に行くべしとて行かざりし時、旅順に赴きたり。其の後程なくフォーク將軍は再度旅順に赴きたり。本證人等は二度彼と共に入浴したり。彼は尙一度（合せて三回）コンドラテンコ將軍の許に赴きたり。其の後本證人はフォーク師團より召還されたり。本證人は嘗闌店偵察に派遣されたる同じオデインツオフなり。本證人は、敗戰の際爆發することを命ぜられし時營口に行きしオデインツオフなり。本證人は自ら進んで諸種の任務に召されしオデインツオフなり。例へば、衛兵の眠れるを認めし時の偵察を行ひしは本證人にして、海岸に迄達したり……。本證人は茲に裁判官に向つて、軍史編纂委員會より本證人の正理を證明し得べき電信を要求せんことを申請す」

仁川に於ける煉瓦の需用

煉瓦の需要は一兩年以來著しく需用を增加するに至れり試みに最近に於ける輸入額を示さんに左の如し

煉瓦及瓦 日本より

年次	數量	價額
明治三十六年	[illegible]個	六、七〇三圓
同三十七年	[illegible]	三、九一一
同三十八年	[illegible]	[illegible]
同三十九年	[illegible]	[illegible]
同四十年	—	[illegible]

支那より

年次	數量	價額	數量	價額
三十六年	—	—	[illegible]	[illegible]
同卅七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同卅八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同卅九年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同四十年	—	[illegible]	—	[illegible]

煉瓦及瓦の需用著しく增加せるとは前記の統計に徵して明瞭なり

△煉瓦　此の如き需要の增進は橋梁隧道用を始めとし官公署兵營の建築就中京城、龍山に於ける大建築の需用ありたるが爲めにして仁川地場の需用としては僅少なれども近來再次の火災の爲め家屋を建築するにも防火壁の設備を爲すもの其數を增加したるを以て稍需要を多からしむるに至れり本品も亦大口の需要即ち鐵道用、又は大規模の官署建築用等に付ての供給は工事受負人に於て直接日本內地より輸入するを常とす工事受負人が直接日本內地より輸入するの便宜を有せるか若くは或る事情の存するときは幾部分を當港商人に下請負を爲さしむることあり之が下請人と雖も常に手許に幾萬の煉瓦を貯藏して不時の需用を待つの姿をなすものなく皆孰れもこれを內地に注文して輸入するを以て其取引に付ては茲に述ぶるの事實なし小口の需用と雖も多くは當港に輸入せらるゝものは槊煉瓦、肥前煉瓦を主とするが如し而して地場の製造に係る煉瓦を用ゆるを許して地場の製造人より買取るか又は之等小口賣のため內地より輸入し販賣する商店に就きて買取るを例とす當港に於ける煉瓦製造は左の如し

秋田商會經營　飛浪里煉瓦製造所
支那人某經營　敷島煉瓦製造所

支那人の製造する煉瓦は燒煉兎角粗にして其質脆弱缺け易く折れ易しと雖も直段は一枚に付日本人製に比し二三厘方低廉なるを以て請負人等は施主の眼識なきに乘し專ら之れを用ひんとする傾向あり殊に支那人の家屋は概ね煉瓦を用ふるを以て相當捌け口あるが如し

元來地場に於ける煉瓦製造販賣に付ては輸入品の如く運賃其他の費用を要せず破損、減失等の損耗を見ることなきを以て十分輸入品と競爭し得て成績好良なるが如しと雖も品質粗惡にして輸入品よりは幾分低價ならざるべからざると燃料の高價なると金利の高きこと寒氣の爲め休業日時の多き等より打算するときは一ヶ年間の利益決算に際しては勞苦の大なるに比して餘り割好き業にあらずと云へり

然るに韓國政府度支部の經營に係る龍山麻浦煉瓦製造所が豫想以上に成功したる旨を報告せらつゝあり其云ふ處に依れば總資本額十六萬圓、內十三萬圓固定資本、三萬圓運轉資本、一ヶ年製造煉瓦七百萬枚此賣上高十一萬六千二百圓一ヶ年の支出製造費五萬一千圓事務費、一萬四千圓、合計六萬五千圓にして純益金五萬千二百圓を得即ち年三割三步强の利益を得る次第なれども右は普通市價より二割乃至三割方低廉に見積りあれば實際の利益は以上計算より更に多額なるべしとのことなり

一ヶ年間事業を休止することなく製造し得べき設備を以てして且つ金利に關係なく大規模の製造を爲すに於ては果して前記の如く利益を得べきか知らずと雖も薄資のものは何業によらず割合惡しきものなれば獨り本品に於て然云ふを道なりとすべき耳

小說

紋のみだれ（七十九）

永井櫻園



お松は寢衣姿の亂次なく、眠さうな目を擦りつゝ、玄關際に立つて、表外の聲に耳を傾けたが、早くも清之助と知つたので、

「おや、誰方かと存じました、唯今開けます。」

と云ひつゝ戶締を外して、格子を開け、雨戶を開けた。

「眠かつたらうに、這麼に夜更く起して氣の毒だつたね。」

氣の毒さうな顏して內に入る、

「どう致しまして、ツイ疲れましたもんですから、能く寢て居りまして、さう度々お起しなすつたでせうね。」

と、お松も氣の毒顏する。

「なに、然うでも無かつたのよ、二三度起したばかりよ、あの通り日中働いたんだから疲が出るはね……旦那は軀に障るやうな事なかつたか知ら……」

云ひつゝ座敷に上る姿は、文金島田に白齒て、オリーブと薄鼠とで市松になつた袷の上に、矢絣銘仙の華美な羽織を着た美しさ、お松は其の美しさを見んとにはあらざれど細目にしてあつたランプを明くして、凝乎と其顏、其姿を眺めつゝ、

「いゝえ、御軀に障る所おやァございません、日暮から松岡さんと仰やる友達が入來して、御酒をお上りなすつたりなんかして、大層宜い御機嫌でございましたの……」

すると清之助は呆れ顏に、

「まあ、御酒なんか召上つて……」

と、お松の顏を見る。

「旦那さんは、葡萄酒を少し召上つたばかりで御酒はお客さんが召上りましたの……」

「私、またあのお體で、御酒なんか召上つたかと、吃驚したわ、今が大切な時なんだからね。」

と云ひつゝ、奧座敷に密と入つた、そして、山田の寢て居る傍に座つて、

「ね、貴方、寢て居らッしやるの、ねえ、」

と、靜に呼び起す、山田は忽ち目を覺して

「お清ちやんか、何時來たの、些とも知らんかつた。」

「只今歸りがけなんですが、ひよッと御氣に障りはしなかつたかさ、心配だもんですから、それで些と寄りましたの……」

「然うか、うりや氣の毒だつたね、何だか氣に張合が出來て、病氣なんかます〳〵快いやうな氣がするから大丈夫だよ、それに夕方から松岡が來てね、いろ〳〵話をしたり酒を飲むだりして、私も葡萄酒を少し飲むだのでツイ氣持宜くなつて、松岡が歸ると其まゝ寢て了つたのだ、モウよほど夜更だらうね。」

「モウ、彼是十二時になるでせう……松岡さん何と仰やいまして、定めて吃驚なすつたせうね。」

「太く驚いてたッけ、そして歸りがけには妻君に宜しくなんて歸つて行つた。」

「マア、其樣事仰やつて……貴方何かお話なすつたのでせう。」

「何も彼も話したさ。」

「私も何すると云ふ事も……」

「あゝ、結婚すると云ふ事も……」

「だけれど、それだけは今少し仰やらない方が宜くはありませんか。」

「なあに、外の者ならだが、松岡には話したつて大丈夫だ、他人に話すやうな男ぢやないから　何か話して惡い事があるのか。」

京城新報

石塚長官代理に與ふ

石塚長官代理閣下、吾人は閣下に就て多く知る所なし、然れども閣下が統監府の人とならざる以前より、後藤新平男を懐ふ毎に閣下を聯想することを禁ずる能はざりき、而も其聯想する毎に閣下に對して同情の感頻に湧きたりき、何が故に此感念湧起し來りしか、後藤が男爵となりて、閣下が未だ府を得ざるが爲にもあらず、後藤の爲に臺灣を退き、後藤の爲に大連を去りたる爲にもあらず、唯同情の禁ずべからざるは、閣下の人格清く、到底後藤の如き蠻性と相容れず、菅公は時平に追はれ、惟任日向は羽柴筑前に凌がれ、近くは河野廣中は故星亨に凌がれ、尾崎愕堂は犬養木堂等に追はる否堪へずして自ら逃ぐ、閣下と後藤に於ける亦た其一ならん乎、閣下誤解する勿れ、吾人は閣下の人格に同情するよりも寧ろ敗者たるが故ぞかし、

吾人は閣下の人格の比較的清きを知ると雖も、未だ其大なるを識認せず、星亨、後藤男の如き、目的の爲には手段を擇まずと云ふ蠻的行動をなすもの多くは勝者たり、實際世に大事を成すものは此種の人に屬す、清廉獨り澄めるものにして大事を成したるもの稀也、廉清のみを以ては誇るに足らず清にして大、之れ理想の人格也、閣下の敗者たる所以は玆に存せざる乎、

却說閣下が統監府の人となられてより日尚は淺く、從て半島の事情に通ぜられざるは素より其所なりと雖も、閣下が誠實の研究者にして、鶴原君の如く不眞面目にあらざるを信ずる也、少くとも閣下は在留邦人と統監府とを融和して、官民共に手を攜へて大和民族の發展を策する楔子たるべきを信ずる也、總ての事を官憲のみに依りて爲さんとするは抑も間違也、先づ統監府と在留民との握手が急務也、

今更事新しく云ふまでもなけれど、韓半島が現時の優勢に至りしは日露の戰勝は勿論先驅渡來したる同胞健兒の功勞多し、之れ公使や統監に優るとも劣らず、先驅の同胞なくして能く今日の發展あらんや、今日と雖も之を度外視して統治の實蹟を擧げんとするは難し、見ずや英國殖民地の發展せる如何に其官民協同一致の力に據るかを、統監府の失政の多くは豈夫れ玆に原因せざる乎、

率直に云へば、在留民には統監府の役人よりも、斯國の事情に精通するもの多し、官民協同の要は玆に存する也、閣下の明敏なる必ず會得せらるゝならむ、閣下の上には寬宏なる副統監あり、閣下の進言の容れらるゝや明けし、要は閣下決意之れのみ、閣下之を斷ずるの勇なき乎、之れ閣下が蒲鞭一番功を奏ぐべき好個の舞臺にあらずや、南滿鐵道や、臺灣統治に優るの壇場ならずや、或は云ふ振ふべき手腕を拘束せられては何事もなし能はず、兒玉の後藤に於ける如く自由手腕を振はしむべしと、眞に然り之れ伊藤公に望むべからざるも、曾禰子の雅量は必ずや容るゝに吝ならざらむ、閣下夫れ之を肯する乎、

ルーター電報

▲降將宣告とタイムス

倫敦タイムスはステッセル將軍の受けたる軍法會議の死刑宣告に同意し旅順に於ける中將の行爲は武人として赦免すべからざるものと論せり

▲ステッセル減刑

ステッセル將軍は露國皇帝の勅命に依り禁錮十年に減刑せられたり（以上二十二日東京經由）

東京電報

▲宋秉畯歸國期

韓國皇太子の陪從員たる農商工部大臣宋秉畯は三月十八日伊藤統監と共に歸國すべし（二十二日發）

雜報

自衛團に就き

地方自衛團に一進會をして關係せしむることの百害有つて一利なきは世人の已に知るところなるが迂濶なる當局者も最近に於て漸く是等の消息を解し今後は一進會をして自衛團に關係せしめざることに內定したりと云ふ

●道令發布は大臣の承認を要す　內部大臣は地方官制第五條に依り必要に依り道令を發する場合には其發布に先ち道令案及び其理由を豫め本部に具報し大臣の承認を受けたる後發布すべしと各道觀察使に向け訓令したり尚は漢城府尹にも同樣の訓令を發したり

●漢城衛生會々議　昨日統監府に於て漢城衛生會々議を開き各委員參集し各般のことにつき協議する所ありたり

●漢城民團會　金宗源の首唱にて漢城民團なる自治團体を設けんと一昨日協議會を開きたるが出席者頗る多く種々協議する所ありたりと

漁業法と水產稅則

農商工部に於ては近く漁業法を發布する方針にて目下調查中なる事は既報の如くなるが度支部に於てもこれに關聯する水產稅規則の改正をなす筈にてこれ亦目下調查中の由なるが改正の上は現行の漁獲高に對してのみ課稅しつゝあるを漁區稅及び漁獲稅の二種となし一定の漁區を專用する者には右に兩稅を課し不定所に漁獲をなす者には漁獲高に對する課稅をなす事となる可しと聞く

●乾元節陽曆變更　既報乾元節は舊曆なる故陸軍紀念祭と同日にて差支を生ずるを以て陽曆を用ひんと目下韓國側に於て協議中なりと云ふ

●愛國婦人會救護例會　一昨廿一日午後[illegible]會救護會部例會を開く來會者二十名あり講師藤田軍醫部長村上軍醫正村上醫學士等出席講習[illegible]したるものにして共に其傳染の恐るべきこ[illegible]り午後五時散會したり

●大同會職員　過般設立されたる大同會は總裁副總裁を置き顧問に高陽久司盟事に內尾宇內渡邊哲女總務部長に委後嘉、教育[illegible]九名會長副會長の組織を以て會務の進行を圖ると云ふ

●私立學校の巡視　學部事務官小杉柳田の兩氏は通譯を伴ひ二手に分れて昨日より[illegible]金を受けつゝあるものを巡回視察中なり但し視察は午前中にして午後は登廳執務し居れり

●李首相の副統監訪問　總理大臣李完用氏は昨日正午統監府に曾禰副統監を訪問したり

●俞吉濬氏の統監府訪問　俞吉濬氏は昨日正午石塚長官代理を訪問したり

●宣教師迫害　韓國內に於けるメソジスト一教の牛耳を執れる京城米國宣教師ジョンス氏は平壤居同教米國宣教師ノブル氏及信徒の請求により本月十日黃州より平壤なるノブル氏方に滯在布教に從事せり然る處其留守宅に義兵の名を以て宣論委員として三南地方に出張したる牧師韓人崔秉憲を召喚せざれば危害を加ふべしとの投書ありたりと而して其投書するに至たる原因はジョンス氏は日本に同情を表し統監を信用すると其友ラッド博士が統監と交誼厚きとに依り或る一部の韓人は多少誤解の念を生じつゝありたる際ラット博士が米國に於て出版せる韓國に關する著書は痛く韓人の惡感を買ひたるを以て長老會に屬する韓人名を義兵に藉り脅迫狀を送りたるにはあらざるなきか其後ジョンス氏は投書ありたる通報に接し多少不安の狀ありしが其筋より巡査を派し保護せりとの書狀に接し其厚意を謝し喜びつゝありて假令殺害せらるゝも主義の爲め其本領を全ふるを得ば疑ふに足らずと語り居れりと

●鴨綠江架橋工事　安東縣及び新義州の兩居留民が交通の利便と經濟界の調和との必要上より年々歲々待ちに待ちたる鴨綠江の架橋工事は兼て今春解氷の期を待ち構へて直ちに工事に着手せらるべき豫定なりしも一方之れと密接の關係を有する安奉線の改修工事に付て滿鐵會社の決心頗る曖昧にして未だ俄かに改修に着手すべくも見へざるを以て縱令ひ統監府側に於てのみ架橋急設の方針を斷行するとも安奉線改修と相待つにあらざれば折角の大架橋も其の功なきを以て暫らく滿鐵會社の動靜を見定めたる上に決行せん方針と一變し又もや一時見合はせることとなりしと然れども架橋工事は結局必要なるのみならず京義線の改修工事と共に同線に於ける最後の一大工事として統監府が夙に決定したる處なれば早晩其の工事に着手するの期あるべく任田技師は過般も遼河の橋梁を視察して歸途に立寄り阿部所長とも會見せし由にて目下の處は統監府側にても十分精密なる調査を遂げ完全なる設計に向つて餘裕を有しつゝある模樣なりといふ

●鴨綠江架橋測量着手　鴨綠江鐵橋架設計畫は既に終了し工事に着手の準備は建設部に於て整頓し當局者の豫算決定を待つて一擧に着手せんと期待せる趣なるが遠藤山田兩技師の滿洲及關內外鐵橋を調查したる結果鴨綠江凍氷の現狀江底の潮流等を測量の爲め島屋技手は工夫を伴し數日前より架設地點の水面を掘鑿し測量に着手し居れり

鐵道滊船の聯絡計畫

統監府鐵道管理局船と日本郵船及び大阪商船との貨物連帶輸送に就ては豫て其計畫ありしことは世上に傳へられしが鐵道廳側は極力其說を否定したるにも關らず着々步武を進めつゝあるが如く近く現實にせらるべき模樣なり右と同時に最大の打擊を蒙むるものは連絡直送にして船舶の寄港し能はざる鐵道沿線中間驛の小貨物を發送するに止まり嘗て當事者が夢想したる好個の成績を擧げ得べからざると他方には釜山は益々物貨の中繼を薄からしめ殊に其輸出穀物の大得意たる阪神地方に至りては自然の理數として漸次其の原產地より直接送出せらるゝに至るべく尤も其連帶輸送方法に就ては管理局と兩會社は元山航路に於ひて疾くより之れを實行して好成績を收めつゝあれば今や唯だ其法を移して否な少しく擴張して日韓相互間に應用する迄なれば差して面倒もなかるべく猶ほ聞くが如くんば郵船會社は鐵道管理局の提案に對して昨年略ぼ承諾の意を表したるも大阪商船會社と步調を共にせんとして荏苒今日に及べるものゝ由なるが愈よ此計畫にして實施せらるゝに至れば航運界の一漸變態を視るべく釜山輸出商の如きも徒らに安居せず進んで韓內地に入り又は日本に支店、出張所を設くなり積極的經營に出でゝ率先之が利用に當るの工夫を要せんと或人は語れり

前江原道觀察使逮捕さる

前江原道觀察使權益相は公金を費消したる廉を以て數日前警視廳に逮捕せられたり

●曠職警部の免官　咸興警察署北靑分署詰警部金升演は昨年一月十九日北靑郡安坪社附近に暴徒蜂起の際野上警部と共に出張し同月廿四日靑砥大尉の一隊と共に厚峙嶺に向ひ出發せんとするに當り恐怖の餘り右一隊と同行し得ざるのみならず其翌二十五日靑砥大尉並に野上警部の一行全滅したりとの風說あるや一層恐怖して措く處を知らず遂に狼狽して官服を脫し私服にて逃走し十二月十六日に至り歸署したるものにして其の職務を曠廢し警察官たるの體面を傷け威信を失墜する甚しきにより此の程免官の處分を受けたり

●暴徒歸順　楊州郡捧代面中里居住[illegible]榮（[illegible]）朴宗勳（[illegible]）は昨年十一月十七日匪魁尹仁淳の捕捉せられたる結果不得止一時暴徒の群に投じたるも前非を悔悟し廿一日出頭歸順を出願したり

陸軍紀念祭

一昨廿一日軍司令部樓上に開會したる三月一日の陸軍紀念祭に關する打合せ會の結果大体の順序次第等は來る二十六日確定する筈なるが此內略確定したるものを洩れ聞くに次第左の如し

一、餘興開始（花火打揚）　午後一時
二、模擬店開始　午後三時半
三、食堂開始（爆竹合圖）　午後五時

右餘興の內花火は午前十時より午後十時頃迄打揚ぐべく殊に獨特の架設敵演習及其次藝者手踊等を擧行して景氣を副ふる筈なりと云ふが尙當日招待すべき重なる人々は統監府高等官及令夫人韓國各大臣各次官名望ある紳士仁川龍山京城居留日本紳士商其他愛國婦人會員等無慮數百名なる可しと

●仁川民團規則の認可　本月十三日付を以て理事官に稟申せし仁川居留民團諸規則は一昨日の日付を以て孰れも認可されたり

●水產會の認可　過日第二十一回民會の決議に基き理事官の認可を申請せし水產會社の件は昨日認可されたり

商業會議所各室貸與

京城日本人商業會議所にては今回左の如き內規を設け會議室其他各室及び器具等を公衆便宜の爲め諸會社の株主總會商事組合等の集會一般へ貸與することゝしたりと云ふ

階上は約四十坪內十七疊敷の一室あり

第一條　本所內各室（事務室等を除く）並に器具等借用せんとするものあるときは本規定により貸與す但し許否は會頭之を定む

第二條　本所內各室並に器具等を借用せんとするときは本條第一項乃至第三項に該當するものに限り左に揭ぐる料金を前納すべし（但し小使を要するときは實費を支辨せしむ）

一、本所議員選舉權を有する各商事會社及銀行等の集會
二、市內商工業組合並に各種商工業に關する團体の集會
三、諸官衙並に居留民團役所の申込に係る內外貴賓の招待若くは商工業に關する談話會の類

一　役員室　一日一回毎に　金壹圓
一　會議室　同　金參圓
但し以上は椅子卓子備付の儘
一　椅子　一日一脚毎に　金十錢
一　卓子　同　金十錢
但し以上は借用者に於て本所外へ搬出の時に限る

第三條　前條第一項乃至第三項に揭ぐる者の外本所內各室並に椅子卓子等を借用せんとするときは左に揭ぐる貸與料金を前納すべし但し役夫等を要するときは實費を支辨せしむ

一　役員室　一日一回毎に　金二圓
一　會議室　同　金五圓
但し以上は椅子卓子備付の儘
一　椅子　一日一脚毎に　金十五錢
一　卓子　同　金十五錢
但し以上は借用者に於て本所外へ搬出の時に限る

第四條　本所內各室並に椅子、卓子等を借用せんとする者は各室に在ては其事由使用の部分及日時等を又椅子、卓子に在ては其事由個數、使用の日及搬出の場所等を詳記し少くとも二日以前に本所に申出づべし

第五條　本所內各室借用時間は午前九時より午後十時迄とす

但し第三條の場合に在ては議員二名以上の紹介を要す

第六條　本所內各室借用者集會中と雖も左の各項に抵觸すべき虞あるときは貸與を謝絕することあるべし

一、執務上故障ありと認むる時
二、本所の体面を汚損すべき嫌あるとき
三、喧噪紛擾不穩の擧動ある若くは室內を汚損し器具を破壞するの虞ある時

第六條　前條により貸與を謝絕せしときと雖も既に收納せし貸與料金は之を還付せず

第七條　各室內備付の器具並に裝飾品等を汚損破壞し又は本所外へ搬出の椅子、卓子を毀損せしときは相當の代價若くは修繕費を辨償せしむべし其金額は本所の査定による

第八條　同日に各室內又は椅子、卓子の借用申込者二ヶ所以上あるときは其集會に係る事の輕重緩急を査覈し且つ申込の前後等を斟酌量定して許否すべし

但し許諾後と雖も本所の都合により之を取消す事あるべし

第九條　本所內各室並に器具を借用する者は此規定を遵守すべし

附　則

第十條　本所電話器は書記の承諾を得るにあらざれば使用することを得ず

但し市外通話の場合は料金を前納すべし

●會議所圖書借覽規定　京城商業會議所備付の圖書を借覽せんとする者に對し左の規定を設け之れに依り貸與することゝせり

第一條　本所所藏の圖書を借覽せんとするものは住所職業氏名並に圖書名冊數等を借覽簿に記入保管主任の承諾を受くべし

但し借覽を終りたるときは直に返却すべし

第二條　本所所藏の圖書は如何なる場合と雖も本所以外に持出すことを許さず

第三條　新聞雜誌類の借覽も前條に準ず

第四條　執務上支障ある場合又は執務時間外日曜、大祭日等の休日は之を許さず

土地查證及證明件數

土地建物證明規則に依り一昨年十二月より昨年十二月末日に至る查證及件數價額は左の如し（京城日本人商業會議所調查に依る）

日韓人間の查證（日本人にして韓人より買得したる土地建物）四百八件、價額四十四萬四千七百七十二圓五十六錢四厘、米韓人間同（米國人にして同上）十五件、四萬五千十圓、英韓人間同上（英人にして同上）三件、四千三百六十圓、淸韓人間同上（淸國人にして同上）六件二千五百八十五圓、日淸人間の證明（日本人にして淸國より同上）一件六千六百圓、日佛人間同上（同佛國人より同上）一件、七千二百五十圓、日米人間同上（日本人にして米國人より同上）一件、五萬圓、日韓人間の查證（日本人が韓人に賣却したる土地建物）五件、六百圓、本人間の證明（日本人間に於ける土地建物賣却）二百十五坪、五十二萬九千八百六十六圓二錢六厘、同上（同贈與）二件、四千九百八十圓、日韓人間の查證（日韓人間に於ける金錢の金貸借）四件、一萬五千四百二十圓、日本人間の典當證明（典當權）三十八件、十四萬八千二百二十八圓、（證明抵當權）十五件、四萬五千四百五十圓、同上取消五件、一萬六百圓

●韓南汽船と郵便　從來韓南沿海地方は交通機關の不完全なるため島嶼の如きは郵便物の遞送に最も不便を極め或は郡衙所在地の郵便取扱所より毎月一回位其の配達をなし或は同地方水產組合の巡邏船內に郵便事務を開きて之が取扱をなさしむるも之れとても不定期の航海にて毎月一回の巡航も覺束なき有樣なるが今回の韓南滊船會社の成立は同地方沿海島嶼の通信連絡上非常なる便益を來すべしと某當局者は語り居れり

●郵船の北淸開航期　郵船會社の北淸航路は天津及牛莊等結氷中秦皇島及大連迄にて歸航せしが天津及牛莊も來月兩港の解氷を待ち高砂酒田山東の三船を航せしむる筈なりと云ふ

●綱島牧師の歸京　平壤視察中なりし綱[illegible]

●仁川[illegible]の勵行　仁川民團に於ては[illegible]稅滯納整理の爲め來る二十五日頃より其處分を勵行することゝせり

●水原新報發刊式　本月十一日初號を發[illegible]於て發刊式を擧行せし[illegible]

●廿一日參內者　昌德宮計四十四人（內婦人十三人）重なるは宮內大臣李允用承候官尹澤榮同尹德榮侍從院卿閔丙奭掌禮院[illegible]式官高義誠承寧府侍從金德鎭承寧府侍從尹[illegible]高永同李景熙承寧府典醫洪哲普等なり

●青年會演說會　十八日午後七時開會九時三十分閉會せり聽衆二百五十餘名にして鄭雲復氏は國家盛衰の原因に就き演說して曰く凡そ國家の盛衰は文化の進否如何に在り吾同胞は至る處學校を設立し教育を盛んにし國家の旺盛を圖り偉大なる事業を樹立せんことを望む云々

●木內次官の招宴　昨夜花月に於て木內次官は內部に於ける新任者を招き宴を張りたるが統監府よりも二三の人も出席せり

外交團の置土產

對星樓主人

上海亡命團（上）

日露交涉將さに破裂せんとし、風雲殺到して漢城の政界に大波紋を生じたり、折りしも宮廷の寵臣玄尙健は飄然として仁川より芝罘に向けて急行し、芝罘電信局に馳せて締盟列國の駐在公使に發電しぬ、曰く日露若し開戰となるも我韓國は嚴正中立を守るべく駐在國の政府に聲明せよと。

是れ李根澤李址鎔閔泳吉の三角同盟成りて日韓國防同盟の企劃が李鎔翊によりて破壞されたる後一日にして、早くも宮廷外交部は此可憐なる寵臣に命じて日露權衡の第一外交を試みんとしたるなり、彼は芝罘より歸朝の暇無くして渤海の海上には戰火已に起り、嚴正中立を聲明したる首府に於ては日韓同盟成りぬ、外交の舌は戰爭の火に及ばざるなり、宮廷の文書は强國の兵力に及ばざるなり、ワリヤーグ、コーレッツの二艦は已に濟物浦に沈沒せり、露國公使は已に引上げたり、日本軍隊は潮河の如く上陸せり、宮廷の非日本黨玆に到りて上海に外交出張所を設くべく、最早包圍せられたる漢城に於て夢の如き中立論を說くとて何の効力無し、曰く李學均曰く玄尙健先づ約して上海に逃亡す。

彼等が上海に到るや、二十萬圓はコールブランの手を經て交付せられたり、火事場泥坊は此時なり、上海亡命者はコールブランの電車及水道の特權に國際契約の調印を土產として携へ去りぬ。

玄尙健は色白ろく風采好き紳士なり、彼はコルモンボスウヰ組合に對して宮廷の持株を代表し、コールブランと狎交ある青年なり、斯る靑年が上海外交出張所の大使として何事をか爲し得べき、李學均は朝鮮一の武將にして肥馬輕裘當代ハイカラ將軍なりき、彼は出張所監督として赴行したり、況んや外交事件を看板として宮廷の秘密會計役たる閔泳翼は手を擴げて待ち居れり、露國チシノーは軍事通信の好材料を獲べく待ちつゝありき。

蓋し宮廷の外交計劃は戰前に於て嚴正中立を守る能はざる代りに、戰後に中立的宣明の口實を得んが爲めに今玆に上海出張所を置きたるなるべく、流石に韓帝の外交手段は發展したるなり。

二時より[illegible]務長官官邸に於て愛國婦人會支部[illegible]例會を開く來會者二十名あり[illegible]醫務囑田中醫部長村上軍醫正村上醫學士等出席醫學講習に續いて疼痛に痲痺は甚だ類似[illegible]したるものにして共に其傳染の恐るべきこと及其豫防法等其他に就き懇切なる說明あり午後五時散會したり

●大同會職員　過般設立されたる大同會は總裁副總裁を置き顧問に高橋久司監事に內尾宇內[illegible]總務部長に[illegible]、教育部長に徐[illegible]淳、實業部長に尹進[illegible]其他理事九名會長副會長の組織を以て會務の進行を圖ると云ふ

●私立學校の巡視　學部事務官小杉柳田の兩氏は通譯を伴ひ二手に分れて昨日より毎日京城內の私立學校にして學部より補助金を受けつゝあるものを巡回視察中なるが但し視察は午前中にして午後は登廳執務し居れり

●綱島牧師の歸京　[illegible]

●仁川徵稅の勵行　仁川民團に於ては課稅滯納整理の爲め來る二十五日頃より其處分を勵行することとせり

[illegible]於て發列式を擧行せしと云ふ

●廿一日參內者　昌德宮計四十四人（內婦人十三人）重なるは宮內大臣李允用承候官尹澤榮同尹德榮侍從院卿閔丙奭掌禮院卿[illegible]人（內婦人四十一人）重なるは侍從院侍從[illegible]喬永同李熙承府典醫洪哲普等なり

狂犬病豫防法（二）

●刺戟期●　刺戟期は三四日に亘り狂亂及び痙攣の發作を來し各發作は數時間に渉る此期に於ては不安の徵益々加り檻柵、鐵鎖等を嚙斷し或は窓戶を破壞して逃逸せんと欲す戶外に出れば目的なくして奔走し間々遠隔の地に到る又大に咬癖を發し眞に發狂の狀を呈し人畜を問はず途中に遭遇するものは悉く之を傷す其の咬噬力の劇しき間々齒牙を破碎するに至る又自体の尾、陰具、四肢等に嚙むものあり音聲は全く一變し粗啞の聲を放ち哮吠す或は狂亂せずして專ら沈鬱の狀を呈し痴鈍幻惑一所を凝睇瞻視し空中に向て蠅を捕ふるの狀をなし絕えず吠鳴し鞭垂を意とせざるものあり

●痲痺期●　痲痺期は病獸大に羸瘦し粗毛、堅起、眼球陷沒咽喉痲痺して一物も嚥下する能はず大に涎を流す續て下顎痲痺し口を啖き舌を出す終に後肢、尾、直腸、膀胱、亦痲痺し五日乃至八日を經れば腦痲痺及び全身虛脫の爲めに斃る

●狂性狂犬病●　本症の噪狂性と異なる點は刺戟狂亂期を欠如するか若くは其の期極めて短く夙に下顎痲痺を發するにあり

●狂水病（狂犬病）●　狂犬病に罹れる病犬の咬傷より其の唾液中に存する病毒人体に侵入し末稍神經を經て腦、脊髓延髓に輸送せられ發病す故に中樞を距る遠き足を咬傷したる時は發病遲く之に反し中樞に近き頭部なれは其の發病は速なり然れども又咬傷の數、深淺、部位に於ける神經組織の如何により發病時日に緩急あり

潛伏期は約二週間位なれども長きは一ヶ年半を經て發するものあり而して咬傷は部分淺小なるものは二三日にて全癒するものなれは普通等閑に附し易き傾あるも咬傷部の全癒を以て病毒の消滅したるものにあらず即ち潛伏期なれは咬傷後數ヶ月にて發病し遂に生命を失ひたる例尠しとせず

●症狀●　初め一日乃至三日間は鬱憂期と稱し異常の喜悅、癈怒の傾向、不安狀態、嫌忌、悲哀、畏懼、頭痛、不眠の症狀を起し續て躁狂期（狂水期）と稱し三日乃至四日間位は發作躁狂、痙戰、咬嚼、一種の咳聲、嚥下困難、呼吸促迫、胸內苦悶、甚しき恐怖狀態を伴ふ要するに嚥下痙攣は最も困難の症狀なれば飲食物は勿論單に水を目撃するも痙攣發作即ち嚥下困難し爲に病者は飲食を嫌ふに至る是病名の起る所以なりとす而して後ち一日乃至三日を經過せば全身搐搦を起し遂に死に至る時に痲痺期と稱し下肢より漸次全身の痲痺を起し幾くもなく死するものあり大約發病以來一週間位にて死するを普通とす

●豫防法●　本病は實に惧るべき病なれば、狂犬病流行に際しては犬に觸れざるを要す殊に兒童には篤と注意し置かざるべからず若し不幸にして咬傷せられなば遂に醫師の診を受け豫防注射を爲さゞる可からず若し醫師の診斷を受くる能はざる場合に應急手段として直ちに咬傷部を焼灼せる火箸を以て焼き置き可成速に醫療を受くへし病毒は咬傷後最も敏速なる力を以て人体の遠隔部に達するものなれは躊躇逡巡せんか遂に救ふへからざるに至らん

●豫防注射●　即ち「パストル」氏豫防接種法は其成績報告に徵するに九九、〇分五十の狂水病を免る現今本病の豫防藥として醫界に尊重せられつゝあり斯る良法あるに拘らず姑息の療法に依るあらんか貴重の生命を失ふに至るへし（をはり）

本日の精神界

●メソヂスト教會●　旭町二丁目名古屋城內メソヂスト教會にては本日午前十一時より二十八年間日本にありしドレーパー博士の禮拜說教あり午後七時半よりは先日來の連夜傳道會の最終日なるを以て共に特志者の來聽を歡迎すると云ふ尚ほ當日の辨士及び演題は左の如し

朝　神の證人　ドレーパー博士
夕　眞理を曉る方法　同
　　基督を信ずる幸福　木原牧師

◉本願寺●　長谷川町西本願寺出張所にて本日午前十時より韓人青年會を開き山品開教使の韓語にて「吾れも人なりや」といふ講演、午後七時半より日本人布教の爲め長尾開教使の「長生不死の眞法」といふ講演あり

◉基督教會●　日の出町京城基督教會にては本日午前十時より日曜學校を開き十一時より綱島牧師の「十字架の教」午後七時半より綱島牧師の「基督教と日本民族の使命」の傳道說教あり多數の來聽を望むと云ふ

●韓人の毆打創傷　十九日夜十時西部署管內古橋酒商李德浦方に於て米國領事館副領事の馬丁安聖澤なるものを韓人三名が毆打したる趣を取調たるに加害者は舊皇宮警察署巡檢車炳輸外二名と酒幕の一室に於て酒飲中馬丁安は一言も挨拶なく無斷其一室の戶を開き望見したるを憤り室外に出て口論の末安を毆打し右足脛部に擦過傷を負はしめたるものなりといふ

●又も韓人の強盜　韓人即ち泥棒、泥棒即ち韓人で韓人が泥棒に這入つたといふことは韓國に於ては敢て珍らしくもなく新聞種にもならぬのであるが是れは少しく念入りの強盜なるを以て記さんに昨二十二日午前三時頃西署管內蛤洞五十七統三戶の樂俊默方へ三人連れの強盜來りて先づ一名が屋根に上り土庭に降りて表門を開き他の二名を呼び入れこれに見張りを爲させ置きて自分は一尺餘の短刀を携ひ內房に入り主人俊默を脅迫して蒲團の下に蟄居せしめ家人に案內せしめて衣櫃にありし衣類數點及び硯箱にありし金一圓三十錢を横奪し去

●師匠を辭ふ　世の弛み人道崩れ人情紙より薄くなりし今の世の中とはいへ是れは又た驚き入つたる横着者にて旭町三丁目の大工職山本政治の弟子村田善平（二）といへるは十七歳の時向ふ五ヶ年間奉公すべき旨を誓つて弟子入を爲し政治も我子の如く慈くしみ大工としての仕事は己が知り得し限りを教授し往末は一家を持たせんとまで思ひ居りしに善平は生意氣至極にも既に一本立ちが出來る如く心得何がなして此の家を出でんと心に巧みて少しの事にも師匠たる政平に向つて抗辯すれども政平は弟子と思へば腹をも立てず常に慰め賺して使ひ居りしが去る二十一日餘りの口答に堪忍袋の緒解けて横面をぶん擲りしに荒平は得たり賢しと直ちに警察署に訴へ出でたるが理非既に判明し居ることとて善平が却つて說諭せられ這々の体にて引返りたりと

●横着者打擲さる　中署東谷居住寺淳植は先頃近所の或る娼といへる妓生を買ひ遊興費を支拂はず其の儘空つ恍け居りしが一昨夜九時頃惡い事は出來ないものにて右の妓生の肩持ちする韓德錫外二名のものに途中にて出會せしが韓德錫等は丁度好い處で出會せしと打ち喜び突然寺の胸倉を取るや否や拳を固めて打擲し其の冠りし網巾と帽子とを破壞せし騷ぎに巡査出張し一應本署に引致の上双方に說諭を加へて引取らしめたり

●小料理屋の此頃　現今京城に於て本邦人の營める料理屋は大小合せて二百以上あるのだ大は兎も角として小なるものは至つて料理屋とは表面を欺く所謂淫賣屋である其巢窟としては西小門通、太平洞、石井洞、南大門通り、旭町一丁目、本町七、八、九丁目等であるが永樂町附近にも六七戶はあるやうだ何の家も六七人の白首を抱へて居るそうして彼等は成るべく他の注意を延くやうに店口の横手に硝子張りの障子を建てた部屋に腰を据へて居るから遊客は表より之を見立てた後這り込むのである、まるで女郎屋の張店を見るやうである就中旭町一丁目のは浮世横丁又は新吉原などの異名ある如く軒毎に店を張りて本物と少しも差別はない、午後八時過ぎになると土方体の者等が鳥打帽眉深に冠りて素見し居るなどは愈よそれと異りはないのである斯る狀態にて殆んど本物の女郎屋を壓倒せん勢ひであるこれ畢竟公設の遊廓が暴利を貪るからであらうが遊廓よりは又手輕であるからでもあらう此等の店に遊ぶものは勞働者や商店の小丁稚など遊廓に繰込むだけの資力がないものばかりと思ひの外山高帽の紳士然たるものが出入するに至ては驚かざるを得ない斯の如く種々雜多の人種が來るので彼等の收益は案外に多いとのことである西小門內の或る料理屋などでは日に三十圓の純益を上るといふことであるが昔は彼らしきものにあらず、併しそれは昨年の冬より本年一月までのことで之れに依りて見れば他方面も大した差異はあるまいと思ふ此頃の摸樣を聞けば前月に比し寂しいとのことだ其原因は正月の屠蘇酒に醉ふたまぎれ餘り遊び過した爲めに此二月三月中は何れも引締るからださうな然しながら解氷も近き仕事も殖へて來時候は漸々陽氣に向ふから四月に入つたら人は皆な馬鹿になるから景氣を直すことが出來るであらう其時こそは儲けねばならぬと何處の店も腕に綯をかけ待つて居るとのことであるから猥連は能々注意すべきである

●放れ駒　去る二十一日午後五時頃本町巡査派出所の前を一頭の放れ馬が馳せ來れるより斯くと見たる巡査はこれを曳き留めさて持主は何所なりやと思案せる內驅け來れる一人ありてこの馬は大和町二丁目三十一番地陸軍主計正松原信太郎の飼馬なるが只今或物音に愕き繫ぎありし綱を引き切りて逸走せり因つて其の跡を追ひ驅け來れるなりといへるより其者に引渡されしが馬飼ふ人は注意すべきことゞもなり

●川の縊死　山口縣熊毛郡下田布施村平民目下仁川京町四丁目吉崎湔吉は本月上旬より老衰病に罹り就床中なりしが今頃に至り精神に異狀を來し昨朝自宅軒下に於て首を縊つて往生せり

◉圍碁大會　昨春來滿韓各地を周遊せし碁客伊藤南畝氏は本紙廣告にも見ゆる如く今回明治町一丁目大和湯右隣に圍碁教場を創設し大に斯術の開發を期し速成教授をなす由其披露旁今廿三日正十二時より同場に於て春季圍碁大會を開催し廣く同好者の出席を求め既に數名の有段者も大決戰の承諾をなし居る筈なれば定し盛會の事ならん

●本日の日曜　陽春三月の候に入らんとする今日此頃は追々と先きつ日の酷しき寒さの退きて小春日和の氣も長閑けくハヤ外套の重も苦しけなるを感じ初めしが幸ひ本日の日曜の晴天ならんには腰に一瓢を携ふる程の遊山もチト早けれど獨身者は友を誘ひ家族持ちは細君乃至小供の手を携へて南山又は漢江の邊りへ杖を曳くも一興なるべし又夜に入りては本町座に仁和加歌舞伎座の浮れ節芝居等も見物なれどマッ之は御女中達に任かす方よからめ、尤も一週一日の安息日なれど中には平素の横着から折り重なる用を果さんが爲め却て終日忙はしき人もあるべけれど是等は何れも惰け者の習ひにて自業自得の結果なればマッた氣の毒樣といふの外なし

廣告

諸官衙御用 印刻師　京城明治町一丁目　齊藤亭太郎

電話開通　電話三五八番
活版各種印刷
洋式帳簿製造
京城南大門通三丁目
タイガー印刷社
北嶋梅二郎

開業御披露
春未だ淺く四方の山々殘雪を頂き殊更ら風致よき南山は翠滴る松韻颯々と琴の音を調ふる麓に新にた開きました和洋御料理香川亭は最も眺望に富む御座敷にしかも器物は一切粹を拔き藝妓仲居數人を侍べらして美味なる御料理調理方は華客樣の御好みに應じますれは何卒御引立あらん事を鄕重にも希になんふ
和洋御料理　京城壽町一丁目（京城座前）　香川亭

節山江藤新作著　水野年方畫
再版 武門武士　正價金七十錢　郵稅內地八錢滿韓臺灣樺太十二錢　四六倍版表紙洋裝總クロース美本
本書は武士道を皷吹せんが爲めに報知新聞紙上に連掲して江湖の大歡迎を博したるもの讀者の希望により出版し裝釘此に成る挿畫十枚は浮世繪の大家水野年方の筆する所古英雄の風貌躍如たり
發行所 東京丸の內 報知社出版部 振替口座三七八番　大賣捌 東京堂 新橋堂 至誠堂 上田屋 東海堂 北隆館

圍碁 春季大會
廿三日本日正十二時ヨリ開會
何人モ來會御隨意
會費金一圓五十錢 餘興景品付
明治町一丁目大和湯右隣　圍碁 教場

蹄鐵工裝蹄
蹄鐵販賣
裝蹄々釘
乘馬用は別に定價表あり御依賴に應ずべし
氷上蹄鐵並裝蹄共 金六十錢
尋常蹄鐵裝蹄共 金四十錢
大勉强當分の內御用相勤申候也
京城長谷川町一丁目四十二番
阿部合名會社出張所 裝蹄部

薪炭 石炭 食料品 雜貨 小賣
諸官衙御用達
京城長谷川町一丁目　神野商店

毎月廿八日 一割引
名物 二八饅頭　一名一口饅頭　一錢に四つ
御菓子製造大勉强
京城本町六丁目　二八堂

會席御料理 並に仕出し
西小門內　横濱亭

大阪人士に告ぐ
今般有志諸彥の贊成を得て京城大阪人會を設立致候に付大阪に緣故を有せらるゝ人は奮て御入會あらん事を希望致候
規約書は左記の役員方に備へ置き有之候間御入用の方は御取寄の上御一覽被下度候尚勸誘員を差出し居るも多數の事に候へば勸誘洩も可有之に付既知の諸彥より御知らせの上御入會あらんことを
申込所　京城南大門通二丁目 三好和商店　京城本町四丁目 木島平商店
評議員　幹事 池田長兵衛　同 石井新三郎　同 三好和三郎　同 北川吉三郎　幹事兼會計 三田政次郎　木島平兵衛　渡邊中齋　南方寅次郎　辻本嘉三郎　松浦源治　中村政次郎　野々村藤助　小北米藏　中村芳松　西尾芳松　山野丑松　兒玉善次郎　保高德松　中西千吉　鈴木義三郎

岩本英夫 法律事務所
京城本町一丁目 電話六二四番
仁川新町一丁目九七番地 電話五二七番

日本郵船株式會社 仁川出帆廣告　電話十番
仁川海岸通　郡回漕會　電話三九番
京城南大門通　巴商店　電話三〇六番
●釜山長崎門司神戶行　山東丸　二月十五日　後三時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行　第一オハヨ號　三月三日　後三時出　高松丸　二月廿六日　後三時出
●大連、大沽行　高砂丸　三月五日　後一時出　山東丸　三月五日　前九時出
●大連、大沽、牛莊行　酒田丸　三月十九日　後一時出
●鎮南浦行　第一オハヨ號　三月一日　後三時出
●釜山出帆元山行　弘前丸　二月廿六日
御注意　御乘船ノ際ハ仁川驛又ハ波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事

公告

宮內府所管不動產に付利用方希望者は其目的物並に利用方法を表示し實測圖を添付して帝室財產整理局長官宛申請すへし
隆熙二年二月十八日

宮內府

一鐵道貨物取扱
一稅關保稅貨物取扱
迅速に確實叮嚀を主とし御取扱可申候間多少に不拘御用命奉願候

仁川停車場上
通關運送 小宮山店
京城南大門外御成町五十番戶（千葉館前）
同 支店
取次き（電話一二九番）

銘茶販賣
專業
京城本町五丁目
富士の里茶舖

和洋御料理
並にかきかまめし
外に洋食、すし
一皿ニ付金十五錢

京城本町五丁目釘本商店前入
やまづあ

日本漬
澤庵大賣出し
味噌醬油製造
乾物荒物罐詰
銘茶食料雜貨

漬物問屋
京城本町五丁目
大上商店
（電話二五一番）

本店 仁川理事廳通（電話三三一番）
原金旅館
支店 京城南山町（電話一〇七番）

▲貨物本船積卸
▲龍山行運送
右の外艀に關する一般の事務
仁川港仲町一丁目
福 福島組（電話五三五番）
同 波戶場出張所（電話五四二番）

興信事務及未墾地鑛山測量並設計土地家屋等諸種之紹介鑑定及調査廣告之取次
（業務、迅速、取扱）
京城興信所 支局
京城旭町一丁目民團役所向角

新建築材料品種々 斬

ラバロイド
金屬打出モナーク瓦
アスハルト並ニ工事
リサイト
一名防火ペンキ
アスプハルトフエルト
防腐劑
原木材
米國製壁紙◎石綿瓦
建築用紙◎エナメル

本店 東京京橋區五郎兵衛町（特電本局九ノ三）
支店 大坂西區北堀江通一丁目（特電西八九四）
同 橫須賀市大瀧町（電話一一一）
同 大連市伊勢町十一號地
同 韓國京城大和町一丁目
出張所 米國紐育市ブロントン街九六

合資會社
亢原商會

營業科目

土地家屋鑛山山林賣買貸借ノ仲介
土地家屋鑛山山林測量製圖應依賴
灌漑排水事業設計應依賴
土地整理竝丈量應依賴
鑛山未墾地出願代辨
土地家屋賣買證明願手續代辨
外國旅券出願代辨
新聞廣告取次
電話賣買取次
韓國に關する著書雜誌閱覽
韓國に關する非賣出版書閱覽
韓國に關する本社調查書類閱覽
商品依託特約代理店ノ仲介

▲弊社は誠實秘密且敏速に業務を營む
●宅地及韓人家屋の賣物あり
●商店向其他の貸家あり
●鑛山の賣物あり
●耕地未耕地の賣物あり
▲弊社は各方面に涉り各事項を調查す

本社 京城永樂町一丁目八番戶假事務所
京城仲介社

支社
東京 東京麴町區富士見町 伊藤豐次郎
大阪 尼ケ崎字宮町 由比昌太郎
仁川 仁川新町 遠藤喜平
釜山 釜山入江町一丁目 加納佐一
木浦 木浦山手通三丁目 谷垣嘉市
鎭南浦 鎭南浦西二丁目 右田稻三
開城 開城西部 今福又三郎
水原 水原南門內 川口三郎平
元山 元山居留地 寄 直鶴平
鏡城 鏡城北門內 菅 支店
平壤 平壤大和町 佐久間鶴賢
大邱 大邱東門外 稻本新次郎
龍山 龍山元町 吉岡一作

一各種石炭大販賣

大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
三池粉炭

ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御屆け可申上候

鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應し可申候

當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波、黑、藤棚本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物產合名會社
京城出張所（電話二十六番）
仁川出張所（電話六十三番）

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候

資本金三百万圓

本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山、仁川、平壤、鎭南浦、安東縣

株式會社 第五十八銀行京城支店（電話五八番）

爲替取組先
畿東山南北臺
山陽海海
內道道道道灣

二十七ケ所
七十三ケ所
二十五ケ所
五十三ケ所
二十ケ所

東北山西韓清
海陸
道道道道國國

二十八ケ所
十ケ所
三十三ケ所
十ケ所
九ケ所
一ケ所

極材木、竹類、觸灰
座敷廻り諸材料等に注意取揃あり
右本年は多額輸入可仕特別廉價販賣仕候間多少に不拘御用命願上候

下 小森材木部
京城旭町一丁目
電話七四四番
本宅四〇五番

本店 東京市日本橋區兜町
內地支店及出張所 大阪、京都、橫濱、神戶、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
韓國支店及出張所 仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、鏡城
清國出張所 平壤、大邱、開城、城津、咸興、馬山、安東縣

株式會社 第一銀行京城支店

總支配人 市原盛宏
副支配人 三島太郎
國庫支部長 竹山純平
副支配人
關查部長
副支配人 木村雄次
營業部長

電話番號
營業部 一一一番
當直用 同 一二一番
營業部 三三二番
國庫部 六一一番
用度係 六一二番
分拆所 六二三番

營業科目

活版活字鑄造
石版銅版
木版彫刻
コロタイプ版
寫眞版
諸帳簿
製本裝釘

今般日韓圖書印刷株式會社ヲ日韓印刷株式會社ト改稱致シ左記ノ處ニ新築落成仕從前ノ通營業致候間萬御愛顧ノ程奉願上候也

日韓印刷株式會社
本社 京城明治町三丁目 電話（三二三番）
東京出張所 東京京橋區南鍋町一ノ十 電話新橋（三九六二番）

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 八拾萬圓

京城南大門通（電話四二〇）
株式會社 十八銀行京城支店

本店 長崎市築町
支店 京城、仁川、釜山、木浦、群山、元山、鎭南浦、馬山
出張所 ...
韓國 京城、仁川、釜山、木浦、群山、元山、龍山、羅州、鎭南浦
日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐

其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり
貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候（利息日歩壹錢四厘）
長崎貯蓄銀行代理店（十八銀行京城支店）

木炭着荷
京城南大門通三丁目
英兄弟商會
電話九四八番

產婆案內 著名 いろは順

內務省免許
京城明治町一丁目
伊集院兼子
（電話架設中）

內務省免許
京城旭町三丁目
伊藤智滿子

內務省免許
京城明治町一丁目
妊婦產婦マッサージを要す
岩永滋野

內務省免許
京城壽町三丁目二十六番地
濱崎辰子

內務省免許
京城本町五丁目（釘本商店橫入）
堀越直子

京城本町貳丁目
三井物產會社構內三好方
若原順子

明治二十五年開業
內務省免許
田淵左姬
京城本町六丁目

內務省免許
京城本町四丁目三十番地
京都帝國大學病院產科婦人科勤務を辭し肩書の處へ開業致し候
土山峰子

內務省免許
京城旭町通一丁目五十五番戶
（民役所の西側）
山鳥ウタ

內務省免許
京城壽町一丁目（坂井病院內）
築山久野
（電話二二六番）

內務省免許
京城南大門外
雜貨商池田商店前入
松尾のぶ子

內務省免許
京城日出町小學校前
文具商酒井秀榮堂內
淺野くわ子

官許 胞衣取扱所
內務省免許
京城明治町三丁目一番地
三池鶴代

明治二十四年開業
杉原花子
京城南山町三丁目
（日本人俱樂部上）

日韓病院

一般患者之依賴に應す

京城新王城大漢門前
院長 橋本三男
醫員 吉田定見
同韓國軍醫 蔡永錫
藥劑師 濱口源太郎
會計 井口平治
隔日出張 龍山青木病院長 青木清六
入院隨意

入院隨意
十全病院
京城旭町三丁目
電話七三七番

入院隨意
京城醫院
京城壽町一丁目
電話七四二番

梅毒癩病
內科 外科
京城南大門外
入院隨意 戶田病院

內外婦人科
南山町二丁目
植村病院（電話三三〇）
毎日午後より種痘施行

▲各科治療
▲入院隨意
軍人、新聞社職工、學生、諸君は藥價半減可仕候
無代施療券配布方民役所へ托し置き候間該券持參の御方に限り無代治療に可應候
京城長谷川町二丁目
蘇生病院